

鹿児島地方法務局 各庁別登記完了予定日

更新日 令和8年10月30日

鹿児島地方法務局本局			
申 請 日	登記完了予定日		
	不動産（権利）登記	不動産（表示）登記	商業・法人登記
10月15日(木)	10月29日(木)	10月22日(木)	10月22日(木)
10月16日(金)	10月30日(金)	10月23日(金)	10月23日(金)
10月19日(月)	11月2日(月)	10月26日(月)	10月26日(月)
10月20日(火)	11月4日(水)	10月27日(火)	10月27日(火)
10月21日(水)	11月5日(木)	10月28日(水)	10月28日(水)
10月22日(木)	11月6日(金)	10月29日(木)	10月29日(木)
10月23日(金)	11月9日(月)	10月30日(金)	10月30日(金)
10月26日(月)	11月10日(火)	11月2日(月)	11月2日(月)
10月27日(火)	11月11日(水)	11月4日(水)	11月4日(水)
10月28日(水)	11月12日(木)	11月5日(木)	11月5日(木)
10月29日(木)	11月13日(金)	11月6日(金)	11月6日(金)
10月30日(金)	11月16日(月)	11月9日(月)	11月9日(月)

【必ずお読みください】

1 次の場合には、上記の登記完了予定日の翌日以降となることがあります。

- ・紙媒体による申請の場合
- ・登記の申請に不備等がある場合
- ・土地・建物の表示に関する登記で実地調査を要する場合
- ・不動産登記で、登記済証等の添付がなく本人確認のための事前通知を要する場合
- ・商業・法人登記で管轄が異なる登記所への本店（主たる事務所）移転等をする場合
- ・オンライン登記申請において、添付情報等の別送書類の到着が遅くなった場合

2 郵便等による登記申請の場合は、送付物が法務局に配達された日を申請日とみなしますので、郵便追跡サービスなどで配達日をお調べの上、登記完了予定日をご確認ください。

3 完了予定日前における申請事件の進捗状況のお問合せは、お控えいただきますようお願いします。

4 台風や荒天等により、航空便及び船便が欠航した場合等には、法務局へ送付した登記申請書等の到達、登記完了後の返送書類の到達に日数を要する場合があります。

霧島支局		
申 請 日	登記完了予定日	
	不動産（権利）登記	不動産（表示）登記
10月20日(火)	10月29日(木)	10月29日(木)
10月21日(水)	10月30日(金)	10月29日(木)
10月22日(木)	10月30日(金)	10月29日(木)
10月23日(金)	11月2日(月)	10月30日(金)
10月26日(月)	11月4日(水)	11月2日(月)
10月27日(火)	11月5日(木)	11月4日(水)
10月28日(水)	11月6日(金)	11月5日(木)
10月29日(木)	11月9日(月)	11月6日(金)
10月30日(金)	11月10日(火)	11月9日(月)

【必ずお読みください】

1 次の場合には、上記の登記完了予定日の翌日以降となることがあります。

- ・紙媒体による申請の場合
- ・登記の申請に不備等がある場合
- ・土地・建物の表示に関する登記で実地調査を要する場合
- ・不動産登記で、登記済証等の添付がなく本人確認のための事前通知を要する場合
- ・オンライン登記申請において、添付情報等の別送書類の到着が遅くなった場合

2 郵便等による登記申請の場合は、送付物が法務局に配達された日を申請日とみなしますので、郵便追跡サービスなどで配達日をお調べの上、登記完了予定日をご確認ください。

3 完了予定日前における申請事件の進捗状況のお問合せは、お控えいただきますようお願いします。

4 台風や荒天等により、航空便及び船便が欠航した場合等には、法務局へ送付した登記申請書等の到達、登記完了後の返送書類の到達に日数を要する場合があります。

申 請 日	登記完了予定日	
	不動産（権利）登記	不動産（表示）登記
10月26日(月)	10月28日(水)	10月29日(木)
10月27日(火)	10月29日(木)	10月30日(金)
10月28日(水)	10月30日(金)	11月2日(月)
10月29日(木)	11月2日(月)	11月4日(水)
10月30日(金)	11月4日(水)	11月5日(木)

【必ずお読みください】

- 1 次の場合には、上記の登記完了予定日の翌日以降となることがあります。
 - ・紙媒体による申請の場合
 - ・登記の申請に不備等がある場合
 - ・土地・建物の表示に関する登記で実地調査を要する場合
 - ・不動産登記で、登記済証等の添付がなく本人確認のための事前通知を要する場合
 - ・オンライン登記申請において、添付情報等の別送書類の到着が遅くなった場合
- 2 郵便等による登記申請の場合は、送付物が法務局に配達された日を申請日とみなしますので、郵便追跡サービスなどで配達日をお調べの上、登記完了予定日をご確認ください。
- 3 完了予定日前における申請事件の進捗状況のお問合せは、お控えいただきますようお願いします。
- 4 台風や荒天等により、航空便及び船便が欠航した場合等には、法務局へ送付した登記申請書等の到達、登記完了後の返送書類の到達に日数を要する場合があります。

川内支局		
申 請 日	登記完了予定日	
	不動産（権利）登記	不動産（表示）登記
10月22日(木)	10月28日(水)	10月28日(水)
10月23日(金)	10月29日(木)	10月29日(木)
10月26日(月)	10月30日(金)	10月30日(金)
10月27日(火)	11月2日(月)	11月2日(月)
10月28日(水)	11月4日(水)	11月4日(水)
10月29日(木)	11月5日(木)	11月5日(木)
10月30日(金)	11月9日(月)	11月9日(月)

【必ずお読みください】

- 1 次の場合には、上記の登記完了予定日の翌日以降となることがあります。
 - ・紙媒体による申請の場合
 - ・登記の申請に不備等がある場合
 - ・土地・建物の表示に関する登記で実地調査を要する場合
 - ・不動産登記で、登記済証等の添付がなく本人確認のための事前通知を要する場合
 - ・オンライン登記申請において、添付情報等の別送書類の到着が遅くなった場合
- 2 郵便等による登記申請の場合は、送付物が法務局に配達された日を申請日とみなしますので、郵便追跡サービスなどで配達日をお調べの上、登記完了予定日をご確認ください。
- 3 完了予定日前における申請事件の進捗状況のお問合せは、お控えいただきますようお願いします。
- 4 台風や荒天等により、航空便及び船便が欠航した場合等には、法務局へ送付した登記申請書等の到達、登記完了後の返送書類の到達に日数を要する場合があります。

鹿屋支局		
申 請 日	登記完了予定日	
	不動産（権利）登記	不動産（表示）登記
10月26日(月)	10月29日(木)	10月29日(木)
10月27日(火)	10月30日(金)	10月30日(金)
10月28日(水)	11月2日(月)	11月2日(月)
10月29日(木)	11月4日(水)	11月4日(水)
10月30日(金)	11月5日(木)	11月5日(木)

【必ずお読みください】

- 1 次の場合には、上記の登記完了予定日の翌日以降となることがあります。
 - ・紙媒体による申請の場合
 - ・登記の申請に不備等がある場合
 - ・土地・建物の表示に関する登記で実地調査を要する場合
 - ・不動産登記で、登記済証等の添付がなく本人確認のための事前通知を要する場合
 - ・オンライン登記申請において、添付情報等の別送書類の到着が遅くなった場合
- 2 郵便等による登記申請の場合は、送付物が法務局に配達された日を申請日とみなしますので、郵便追跡サービスなどで配達日をお調べの上、登記完了予定日をご確認ください。
- 3 完了予定日前における申請事件の進捗状況のお問合せは、お控えいただきますようお願いします。
- 4 台風や荒天等により、航空便及び船便が欠航した場合等には、法務局へ送付した登記申請書等の到達、登記完了後の返送書類の到達に日数を要する場合があります。

奄美支局		
申 請 日	登記完了予定日	
	不動産（権利）登記	不動産（表示）登記
10月26日(月)	10月30日(金)	10月30日(金)
10月27日(火)	11月2日(月)	11月2日(月)
10月28日(水)	11月4日(水)	11月4日(水)
10月29日(木)	11月5日(木)	11月5日(木)
10月30日(金)	11月6日(金)	11月6日(金)

【必ずお読みください】

- 1 次の場合には、上記の登記完了予定日の翌日以降となることがあります。
 - ・紙媒体による申請の場合
 - ・登記の申請に不備等がある場合
 - ・土地・建物の表示に関する登記で実地調査を要する場合
 - ・不動産登記で、登記済証等の添付がなく本人確認のための事前通知を要する場合
 - ・オンライン登記申請において、添付情報等の別送書類の到着が遅くなった場合
- 2 郵便等による登記申請の場合は、送付物が法務局に配達された日を申請日とみなしますので、郵便追跡サービスなどで配達日をお調べの上、登記完了予定日をご確認ください。
- 3 完了予定日前における申請事件の進捗状況のお問合せは、お控えいただきますようお願いします。
- 4 台風や荒天等により、航空便及び船便が欠航した場合等には、法務局へ送付した登記申請書等の到達、登記完了後の返送書類の到達に日数を要する場合があります。

申 請 日	登記完了予定日	
	不動産（権利）登記	不動産（表示）登記
10月26日(月)	10月28日(水)	10月28日(水)
10月27日(火)	10月29日(木)	10月29日(木)
10月28日(水)	10月30日(金)	10月30日(金)
10月29日(木)	11月2日(月)	11月2日(月)
10月30日(金)	11月4日(水)	11月4日(水)

【必ずお読みください】

- 1 次の場合には、上記の登記完了予定日の翌日以降となることがあります。
 - ・紙媒体による申請の場合
 - ・登記の申請に不備等がある場合
 - ・土地・建物の表示に関する登記で実地調査を要する場合
 - ・不動産登記で、登記済証等の添付がなく本人確認のための事前通知を要する場合
 - ・オンライン登記申請において、添付情報等の別送書類の到着が遅くなった場合
- 2 郵便等による登記申請の場合は、送付物が法務局に配達された日を申請日とみなしますので、郵便追跡サービスなどで配達日をお調べの上、登記完了予定日をご確認ください。
- 3 完了予定日前における申請事件の進捗状況のお問合せは、お控えいただきますようお願いします。
- 4 台風や荒天等により、航空便及び船便が欠航した場合等には、法務局へ送付した登記申請書等の到達、登記完了後の返送書類の到達に日数を要する場合があります。

南さつま出張所		
申 請 日	登記完了予定日	
	不動産（権利）登記	不動産（表示）登記
10月26日(月)	10月29日(木)	10月29日(木)
10月27日(火)	10月30日(金)	10月30日(金)
10月28日(水)	11月2日(月)	11月2日(月)
10月29日(木)	11月4日(水)	11月4日(水)
10月30日(金)	11月5日(木)	11月5日(木)

【必ずお読みください】

- 1 次の場合には、上記の登記完了予定日の翌日以降となることがあります。
 - ・紙媒体による申請の場合
 - ・登記の申請に不備等がある場合
 - ・土地・建物の表示に関する登記で実地調査を要する場合
 - ・不動産登記で、登記済証等の添付がなく本人確認のための事前通知を要する場合
 - ・オンライン登記申請において、添付情報等の別送書類の到着が遅くなった場合
- 2 郵便等による登記申請の場合は、送付物が法務局に配達された日を申請日とみなしますので、郵便追跡サービスなどで配達日をお調べの上、登記完了予定日をご確認ください。
- 3 完了予定日前における申請事件の進捗状況のお問合せは、お控えいただきますようお願いします。
- 4 台風や荒天等により、航空便及び船便が欠航した場合等には、法務局へ送付した登記申請書等の到達、登記完了後の返送書類の到達に日数を要する場合があります。

出水出張所	登記完了予定日	
申 請 日	登記完了予定日	
	不動産（権利）登記	不動産（表示）登記
10月26日(月)	11月2日(月)	11月2日(月)
10月27日(火)	11月4日(水)	11月4日(水)
10月28日(水)	11月5日(木)	11月5日(木)
10月29日(木)	11月6日(金)	11月6日(金)
10月30日(金)	11月9日(月)	11月9日(月)

【必ずお読みください】

- 1 次の場合には、上記の登記完了予定日の翌日以降となることがあります。
 - ・紙媒体による申請の場合
 - ・登記の申請に不備等がある場合
 - ・土地・建物の表示に関する登記で実地調査を要する場合
 - ・不動産登記で、登記済証等の添付がなく本人確認のための事前通知を要する場合
 - ・オンライン登記申請において、添付情報等の別送書類の到着が遅くなった場合
- 2 郵便等による登記申請の場合は、送付物が法務局に配達された日を申請日とみなしますので、郵便追跡サービスなどで配達日をお調べの上、登記完了予定日をご確認ください。
- 3 完了予定日前における申請事件の進捗状況のお問合せは、お控えいただきますようお願いします。
- 4 台風や荒天等により、航空便及び船便が欠航した場合等には、法務局へ送付した登記申請書等の到達、登記完了後の返送書類の到達に日数を要する場合があります。

曾於出張所	登記完了予定日	
申 請 日	登記完了予定日	
	不動産（権利）登記	不動産（表示）登記
10月26日(月)	10月29日(木)	10月29日(木)
10月27日(火)	10月30日(金)	10月30日(金)
10月28日(水)	11月2日(月)	11月2日(月)
10月29日(木)	11月4日(水)	11月4日(水)
10月30日(金)	11月5日(木)	11月5日(木)

【必ずお読みください】

- 1 次の場合には、上記の登記完了予定日の翌日以降となることがあります。
 - ・紙媒体による申請の場合
 - ・登記の申請に不備等がある場合
 - ・土地・建物の表示に関する登記で実地調査を要する場合
 - ・不動産登記で、登記済証等の添付がなく本人確認のための事前通知を要する場合
 - ・オンライン登記申請において、添付情報等の別送書類の到着が遅くなった場合
- 2 郵便等による登記申請の場合は、送付物が法務局に配達された日を申請日とみなしますので、郵便追跡サービスなどで配達日をお調べの上、登記完了予定日をご確認ください。
- 3 完了予定日前における申請事件の進捗状況のお問合せは、お控えいただきますようお願いします。
- 4 台風や荒天等により、航空便及び船便が欠航した場合等には、法務局へ送付した登記申請書等の到達、登記完了後の返送書類の到達に日数を要する場合があります。